

令和4年度
美馬市介護看護人材就労・定住促進事業
募 集 要 項

～ 美馬市内の介護・医療施設に就労し

美馬市に移住・定住する方に対する支援～

【応募】

募集期間は令和4年4月1日から令和5年3月17日までです。

【提出先】

美馬市役所 にぎわい拠点課

〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

【問い合わせ先】

美馬市役所 にぎわい拠点課

○電 話：0883-52-8129

○FAX：0883-52-1704

○E-mail：nigiwai@mima.i-tokushima.jp

○受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

【その他】

本募集要項のほか、助成金交付申請書等を、美馬市のホームページに掲載していますので、御参照ください。

美馬市 美来創生局 にぎわい拠点課

1. 事業目的

健康で元気な高齢者から若年者まで幅広い世代の住民による地域活性化を図るため、美馬市に定住する意思があり、市内の介護施設（介護保険施設サービス及び地域密着型サービス事業所）または民間医療施設（病院及び診療所）に就労しようとする方を対象に、家賃及び養育支援費等を助成することにより、市内における介護及び看護職の人材確保と定住人口の増加を目的とします。

2. 事業概要

市に登録した美馬市外に住所を有する方、または、美馬市内に住所を有する方で学校教育法の規定による学校（大学・短期大学・高等学校等）、専修学校を卒業予定もしくは卒業後10年以内の方が、美馬市に移住・定住し市登録事業所（介護施設または民間医療施設）に就労する場合、助成金等を支給するものです。

3. 登録要件

本助成金の交付申請をしようとする方は、次の①・②のいずれかに該当し、③～⑤の全ての要件を満たし、かつ⑥・⑦のいずれかに該当する方で、市に登録した方となります。

（①・②のいずれかに該当）

- ① 美馬市外に住所を有する方（以下「市外在住者」という）。
- ② 美馬市内に住所を有し学校教育法の規定による学校、専修学校を卒業予定もしくは卒業後10年以内の方（以下「新卒者等」という）。

（③～⑤の全てに該当）

- ③ 美馬市に登録する事業所での就労を予定する方。（転勤等による勤務地の変更及び、市内別事業所から転職される方は対象外です。）
- ④ 美馬市に住民登録を行い、事業期間終了後も引き続き就労・定住する意思がある方。
- ⑤ 認定申請時において年齢が62歳未満の方。

（⑥・⑦のいずれかに該当）

- ⑥ 介護支援専門員、介護福祉士、看護師、または准看護師のいずれかの資格を有する方。
- ⑦ 介護職員初任者研修または実務者研修を受講済みの方、若しくは、受講する意思のある方。

（参考）登録事業所の要件

市内の介護施設または医療施設であって、次の要件を満たした事業所とします。
各事業所については、募集パンフレットをご覧ください。

- ① ハローワークに求人登録していること。
- ② 募集活動に協力可能であること。
- ③ 月額15万円以上の給与を就労者に支給すること（看護職は別途設定）。
- ④ 事業期間終了後においても、原則として、雇用を継続すること。
- ⑤ 就労者の申し出により夜間・休日等の勤務について配慮すること。
- ⑥ 介護職員初任者研修に係る受講費を負担すること。
- ⑦ 採用職員の育成支援に努めること。

4. 助成金等の助成内容等

(1) 旅費助成金

市に登録し就労を希望する方が登録事業所との面談及び施設見学のため美馬市に赴いた場合は、1世帯につき年間1回に限り、旅費相当額（上限1万円）を助成します。

(2) 就労者助成金

①家賃助成金 月額2万円（上限）を12ヶ月間助成します。

※民間賃貸住宅（2親等以内の親族が所有する住宅を除く）を対象とし、実質家賃負担額が2万円に満たない場合は実質家賃負担額。なお、1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てた額になります。

②養育支援金 月額2万円（定額）を12ヶ月間助成します。

※扶養する子ども（18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者）
がないときは、交付しません。
※子どもの人数にかかわらず定額です。
※他の公的支援制度との併用可能です。

③就労奨励金 以下の区分に応じ、就労奨励金を助成します。

- | | | |
|--|-----------------|----------|
| (1) 市外に住所を有する者 | 引越業者又は運送業者への支払 | 10万円（上限） |
| | いに係る実費 | |
| | 就労準備費用 | 10万円（上限） |
| | ①被服費 | |
| | ②教材・書籍費 | |
| | 通勤用自動車購入費用の実費 | 10万円（上限） |
| | 子どもの学用品等購入費用の実費 | 5万円（上限） |
| (2) 市内に住所を有する者で
学校教育法に規定する学
校・専修学校を卒業予定
または卒業後10年以内
の者 | 引越業者又は運送業者への支払 | 10万円（上限） |
| | いに係る実費 | |
| | 就労準備費用 | 10万円（上限） |
| | ①被服費 | |
| | ②教材・書籍費 | |
| | 通勤用自動車購入費用の実費 | 10万円（上限） |

(3) 定住奨励金

就労者が市内に定住し、登録事業所において3年以上継続して勤務した就労者に対して、定住奨励金5万円（定額）を交付します。

(4) その他

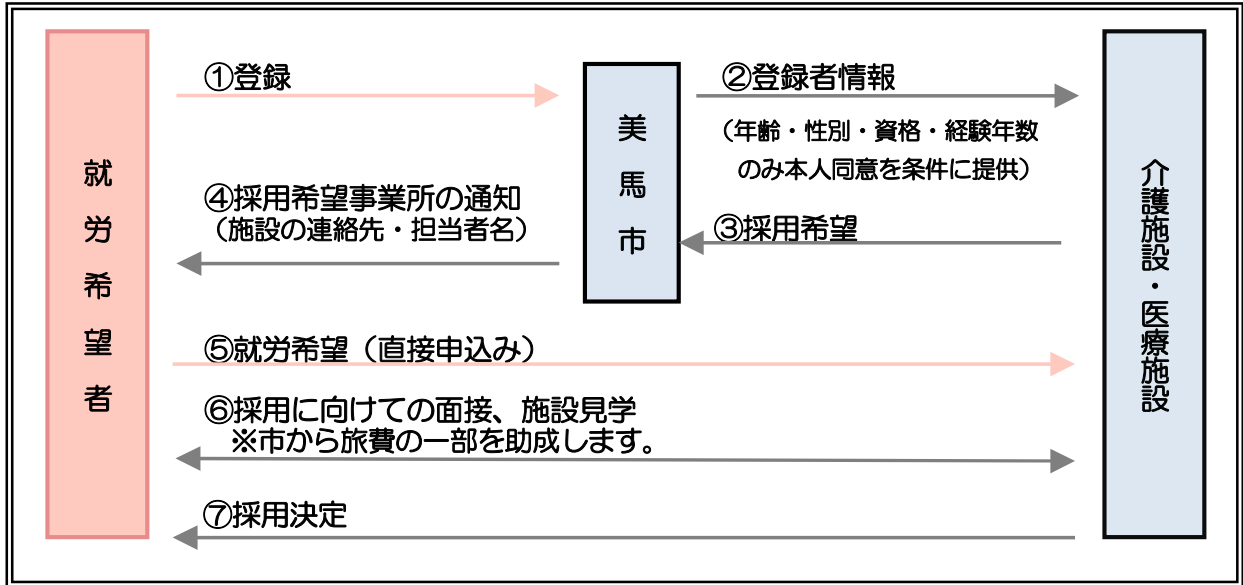
就労した登録事業所からの支援により、介護職員初任者研修等を受講可能。
（受講費用の自己負担はありません）

美馬市U・I・Jターン促進制度（奨学金返還支援補助金）の優遇があります。
（上限額：10万円 ⇒本事業利用者：15万円）

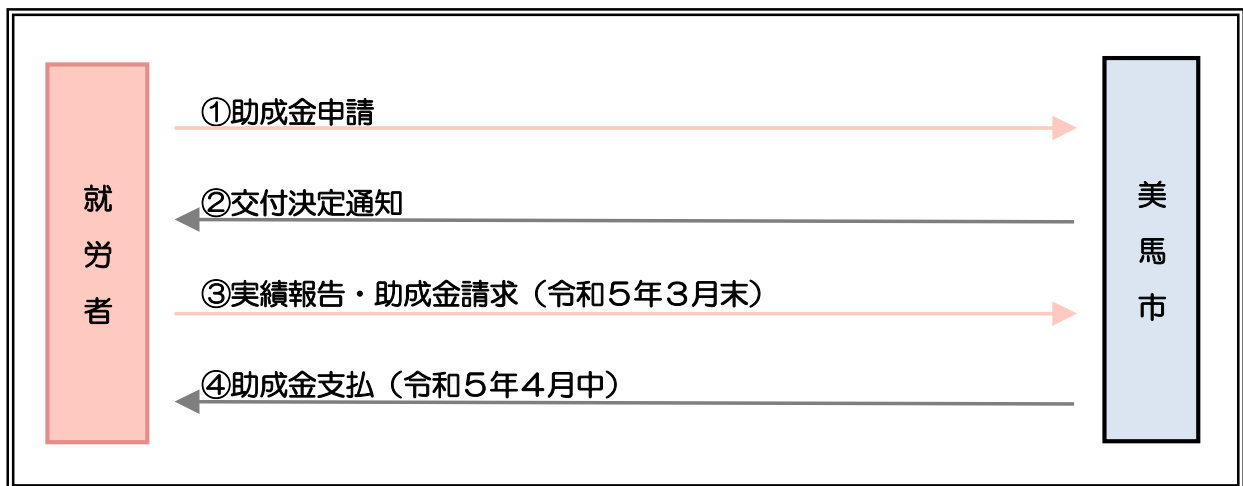
5. 登録～採用、助成金交付までの流れ（令和4年度）

助成金の申請から交付までの流れは、次の図のとおりです。

<採用までの流れ>



<令和4年度分 家賃助成金・養育支援金・就労支援金交付までの流れ>



6. 登録届出

(1) 登録について

- ① 次に掲げる「提出書類」を御提出ください。
- ② 提出された書類は、返却しませんのであらかじめ御了承ください。
- ③ 提出された書類の内容に関して、市から電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。

提出書類

- ①美馬市介護看護人材就労・定住促進事業登録届出書（様式第1号）※
- ②健康保険証の写し

※①の様式については、市ホームページに掲載しています。

(2) 提出方法について

書類を本募集要項表紙に記載の提出先へ持参又は郵送により御提出ください。

(3) 登録期間設定について

届出書提出時より1年間となります。再登録可能です。

7. 旅費助成金 交付申請（令和4年度）

(1) 申請について

- ① 次に掲げる「提出書類」を御提出ください。
- ② 提出された書類は、返却しませんのであらかじめ御了承ください。
- ③ 提出された書類の内容に関して、市から電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。

提出書類

- ①美馬市介護看護人材就労・定住促進事業旅費助成金交付申請書（様式第3号）※
- ②交通機関等を利用した領収書等の写し

※①の様式については、市ホームページに掲載しています。

(2) 提出方法について

書類を本募集要項表紙に記載の提出先へ持参または郵送により御提出ください。

8. 旅費助成金 交付決定（令和4年度）

提出された申請書類に基づき要件・内容等を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行います。なお、審査の結果については書面により通知します。

9. 旅費助成金 請求（令和4年度）

（1）請求について

- ① 市からの交付決定通知（様式第4号）到着後、次に掲げる「提出書類」を速やかに御提出ください。
- ② 提出された書類は、返却しませんのであらかじめ御了承ください。
- ③ 提出された書類の内容に関して、市から電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。

提出書類

- ①美馬市介護看護人材就労・定住促進事業旅費助成金実績報告書兼請求書（様式第5号）※

※①の様式については、市ホームページに掲載しています。

（2）提出方法について

書類を本募集要項表紙に記載の提出先へ持参または郵送により御提出ください。

10. 就労者助成金 交付申請（令和4年度）

（1）申請について

- ① 次に掲げる「提出書類」を就労の開始日から3か月以内に御提出ください。
- ② 提出された書類は、返却しませんのであらかじめ御了承ください。
- ③ 提出された書類の内容に関して、市から電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。

提出書類

- ①美馬市介護看護人材就労・定住促進事業助成金交付申請書（様式第6号）※
- ②世帯の住民票謄本
- ③雇用契約書の写し
- ④住居に係る民間賃貸住宅の契約書の写し
- ⑤引越費用に係る領収書等の写し
- ⑥ 就労準備費用に係る領収書等の写し
- ⑦ 通勤用自動車購入に係る領収書及び車検証等の写し
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

※①の様式については、市ホームページに掲載しています。

（2）提出方法について

提出書類を本募集要項表紙に記載の提出先へ持参又は郵送により御提出ください。

1 1. 就労者助成金 交付決定（令和4年度）

提出された申請書類に基づき要件・内容等を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行います。なお、審査の結果については書面により通知します。

1 2. 就労者助成金 実績報告（令和4年度）

（1）実績報告について

次に掲げる「提出書類」を令和5年3月31日までに御提出ください。

提出書類

- ①美馬市介護人材就労・定住促進事業助成金実績報告書兼請求書（様式第8号）※
- ②家賃支払いに係る領収書又は預金通帳等の写し

※①の様式については、市ホームページに掲載しています。なお、3月31日までに提出書類の準備ができない場合は、事前に御連絡ください。

（2）提出方法について

書類を本募集要項表紙に記載の提出先へ持参又は郵送により御提出ください。

1 3. 就労者助成金 交付額決定（令和4年度）

提出された実績報告の書類に基づき要件・内容等を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付額を決定し、実績報告書が提出された翌月（令和3年4月中）に助成金の交付を行う予定です。

1 4. 就労者助成金 更新申請（令和5年度）

（1）更新の申請について

次年度以降も助成金の交付を受けるためには、年度ごとに更新申請を行う必要があります。次に掲げる「提出書類」を令和5年4月28日までに御提出ください。

提出書類

- ①美馬市介護看護就労・定住促進事業助成金交付申請書（様式第6号）※
- ②世帯の住民票謄本
- ③雇用契約書の写し
- ④住居に係る民間賃貸住宅の契約書の写し
- ⑤その他市長が必要と認める書類

※①の様式については、市ホームページに掲載しています。

（2）提出方法について

書類を本募集要項表紙に記載の提出先へ持参または郵送により御提出ください。

(参考) 交付期間中の手続スケジュール

※令和4年9月1日に就労者助成金の交付申請をした場合の例

年度	時期	補助金対象者	市
令和4年度	令和4年9月1日	助成金交付申請【令和4年度分】	・交付決定通知
	令和5年3月末	実績報告兼請求(9月～3月分) ※家賃助成金、養育支援金、就労奨励金	・9月～3月分 助成金の支給
令和5年度	令和5年4月	助成金交付申請【令和5年度分】	・交付決定通知
	令和5年9月	実績報告兼請求(4月～8月分) ※家賃助成金、養育支援金	・4～8月分 助成金の支給

15. 注意点 (令和4年度)

(1) 助成金交付期間中に転出した場合、若しくは、就労した事業所を退職した場合

助成金の交付期間中に転出した場合、若しくは、就労した事業所を退職した場合はすみやかに実績報告を行ってください。
転出もしくは退職した月の前月までを対象とし、助成金を支給します。

(2) 実績報告書類の提出期限について

助成金の実績報告については、令和5年3月31日の提出期限を過ぎた場合、令和4年度分の助成金については交付できなくなる場合があります。
提出期限を厳守し、御提出ください。

(3) 助成金の交付対象となる期間

助成金の支給対象となる期間は、申請日が属する月からとなります。

(4) 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、市において適切に管理します。
また、定住促進に係る情報提供・アンケート等を送付させていただく場合があります。

(5) 助成金の返還について

虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の支給を受けた場合当該助成金を返還していただきます。

16. Q&A

(1) 申請前（令和4年度）

Q1. 住民票謄本は転入前と転入後（美馬市）のどちらが必要になりますか？

A. 申請時の添付書類に美馬市へ転入後の住民票謄本を御提出ください。

(2) 交付決定～実績報告まで（令和4年度）

Q2. 助成金交付決定通知を受けた後、美馬市内でほかの民間賃貸住宅に引っ越しました。何か手続きが必要になりますか？

A. 申請書に記載した住所のみ変更となり、「助成対象要件」は満たしている場合、実績報告の際に、次の書類を追加で御提出ください。

・新住居の住宅賃貸借契約書の写し

Q3. 助成金交付決定通知を受けた後、「助成対象要件」を満たさなくなりました。助成金は交付されますか？（例：市外へ転出、別の登録事業所または異業種へ転職等）

A. 「助成対象要件」を満たさなくなった場合、速やかに実績報告を行ってください。「助成対象要件」が満たされなくなった月の前月分までの助成金を支給します。

(3) 助成金の交付

Q6. 助成金の交付はいつ頃になりますか？

A. 令和4年度分の助成金は、年度末（令和5年3月）までに御提出いただく実績報告書兼請求書の審査後、令和5年4月中に支給します。